

第 1 通則

自動車エネルギー利用効率化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、別に定めのある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 目的

この要綱は、電気自動車等（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む。）。以下において同じ。）の普及、自動車と家庭又は企業の合理的な省エネ対策を一体的に推進するため、自動車のエネルギー管理と家庭又は企業におけるエネルギー管理との連携により、車載蓄電池を有効に活用することで、自動車と家庭又は企業の一体的な省エネ管理を促進するものを開発し及び検証する者に対し、国がその費用の一部を補助し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第 3 補助対象

補助金の交付対象事業は、大臣が公募し、学識経験者等の意見を踏まえた上で選定した提案者が行う自動車のエネルギー管理と家庭又は企業におけるエネルギー管理との連携により、車載蓄電池を有効に活用することで、自動車と家庭又は企業の一体的な省エネ管理を促進するものを開発し及び検証するための事業であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 家庭又は企業におけるエネルギー管理と連動した複数車種又は複数台数の電気自動車等の運行管理の実現
- 二 建物内で蓄電池の充電状況や航続距離を容易に確認できること等による電気自動車等の使いやすさ向上
- 三 家庭又は企業から電気自動車等への充電、電気自動車等から家庭又は企業への給電による、再生可能電力の活用や夜間電力の利用等

第 4 補助金の額

補助金の額は、次の各号に掲げる経費の 3 分の 1 以内の額とする。

- 一 電気自動車等及び電気自動車等に係る充電・給電設備の取得又は借入に要する経費
- 二 補助対象事業の実施に必要なとなるシステム開発又は整備に要する経費（外注経費

を含む。)

- 三 補助対象事業の成果となる省CO2技術及び省エネ技術の効果の検証等に要する経費（実証実験に係る経費、外注経費を含む。）

第5 補助金の交付の申請

- 1 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。
- 2 事業の実施が複数年度にわたるものについても、前項に準じて毎年度補助金交付申請書を作成し、大臣に提出しなければならない。
- 3 第1項の申請に当たって、当該補助金にかかる消費税仕入控除税額又はその見込額が明らかになる場合には、これを減額して補助金交付申請書を提出しなければならない。

第6 補助金の交付の決定等

- 1 大臣は、第5第1項の規定による補助金交付申請書等の提出があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を付したときにはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。
- 2 大臣は、交付の決定を行うに当たっては、第5第3項により当該補助金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 大臣は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は変更を行うことを条件として付して交付の決定を行うものとする。

第7 申請の取下げ

第6第1項の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、大臣の定める期日までに申請の取り下げを行うことができる。

第8 計画変更の承認等

- 1 補助金の交付を受けた者は、やむを得ない事情により、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ、大臣の承認を得なければならない。
 - 一 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合
 - 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合
- 2 事業主体は、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告してその指示を受けなければならない。

第9 状況の報告

大臣は、必要があると認められるときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助事業の進行状況に関する報告を求め、又はその進行状況を調査することができる。

第10 実績の報告等

- 1 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了したとき（第8第1項第二号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければならない。また、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、その翌年度の4月10日までに、当該実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 事業主体は、実績報告書を大臣に提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

第11 補助金の額の確定

- 1 大臣は、第10第1項の実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業主体に通知するものとする。
- 2 大臣は、額の確定を行うに当たっては、第10第2項により当該補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して実績の報告がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

第12 補助金の支払い

- 1 補助金は、第11第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。
- 2 事業主体は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、支払い請求書を大臣に提出しなければならない。

第13 交付決定の取り消し

次の各号のいずれかに該当するときは、大臣は、事業主体に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 事業主体が補助金交付の条件に違反した場合
- 二 事業主体が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
- 三 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 四 前3号に掲げる場合のほか、事業主体が補助金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく大臣の処分に違反した場合

第14 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 事業主体は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書を速やかに大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前号の提出を受けた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国に納付させることを条件とする。

第15 経理書類の保管

事業主体は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければならない。

第16 書類の様式及び提出方法

- 1 本要綱に基づく補助事業に係る書類の様式は、別添に定めるとおりとする。
- 2 前項に規定する書類のうち事業主体が申請又は報告等すべきものについては、大臣に1部提出するものとする。

第17 運営

補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)
- 二 補助事業等における残存物件の取扱いについて(昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達)
- 三 その他関連通知等に定めるもの